

2020年9月23日

各 位

株式会社ジェイ・エス・ビー  
代表取締役社長 田中 剛

### 食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、当社連結子会社であります株式会社ジェイ・エス・ビー・フードサービス（本社：京都市下京区、代表取締役：大西 光国 以下、「ジェイ・エス・ビー・フードサービス」といいます。）が食堂運営をする学生向け賃貸住宅「学生会館フラッツ福岡Ⅰ（福岡市東区馬出所在）」におきまして、食中毒事故が発生いたしました。

発症されたご入居者様とご家族様には、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けしましたことを心より深くお詫び申し上げます。また、当該食堂を日頃よりご利用いただいておりますご入居者様及び今後当該食堂をご利用予定のご入居者様、並びに多くの関係者の皆さまに多大なるご迷惑とご心配をお掛けしましたことを、重ねてお詫び申し上げます。

2020年9月21日付けで、所轄である福岡市東保健所（以下、所轄保健所）の検査結果が判明し、行政処分の内容が確定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 食中毒事故の内容について

2020年9月14日（月）以降に当該住宅の複数のご入居者様に腹痛、下痢の症状が見られたため、所轄保健所に連絡の上で指示に従い対応を行ってまいりました。

保健所での検査の結果、12名の方から病原大腸菌〔腸管凝集付着性大腸菌O15〕が検出されたとの連絡を受け、所轄保健所よりジェイ・エス・ビー・フードサービスの運営する当該食堂に対して2日間（2020年9月21日17時～2020年9月23日17時）の営業停止処分を受けました。

#### 2. 行政処分の内容について

原因施設：学生会館フラッツ福岡Ⅰ 内食堂施設  
住 所：福岡市東区馬出二丁目2番51号  
病因物質：腸管凝集付着性大腸菌O15  
行政措置：営業停止2日間（2020年9月21日17時から2020年9月23日17時まで）  
処分年月日：2020年9月21日  
処分理由：食品衛生法第6条第3号違反

### 3. 対応・対策について

この度の事態を厳粛に受け止め深く反省するとともに、所轄保健所の調査に協力して感染経路の究明に全力を尽くし、再発防止の取り組みを徹底いたします。なお、食中毒の疑いを把握して以降、当該食堂での調理を中止し、弁当による食事提供への切り替えを実施し、ご入居者様、ご家族様及びご入居者様の通学先学校に対し、お詫びを含めた報告を適宜、継続して行っております。

今後も、ご入居者様が安心して生活ができる環境整備と健康管理の徹底を進めてまいります。

### 4. 業績に与える影響について

本件による当社グループの連結業績に与える影響は軽微と考えておりますが、改めて開示が必要な場合には、別途速やかにお知らせいたします。

以 上